

## 第6章 防火・防災管理及び避難管理 (防火管理業務の受託等) 第41条

第41条 法第8条に規定する防火管理上必要な業務（以下「防火管理業務」という。）の一部を令第1条の2第3項に掲げる防火対象物の関係者から委託を受けて事業を行う者（以下「受託者」という。）は、防火管理業務に関する教育の担当者（以下「教育担当者」という。）を定めて、その者をして防火管理業務に従事する者に対し、組織的、計画的な防火管理業務に関する教育を行わせなければならない。ただし、法第17条の3の3の規定による消防用設備等の点検のみを受託する場合は除く。

2 教育担当者は、防火管理業務を担当する営業所ごとに、消防長が指定する資格を有する者のうちから選任しなければならない。

3 受託者は、前項の規定により教育担当者を定めたときは、遅滞なくその旨を消防長に届け出なければならない。これを解任したときも同様とする。

### 【趣旨】

本条は、防火管理上必要な業務の一部受託を業とする法人等の防火管理業務に関する教育の担当者の選任等について定めたものである。

### 【解説】

1 火災の発生を防止し、火災による被害の軽減を図るための防火管理は、法第8条の規定に基づき、防火対象物の関係者が自ら行うのが原則であるが、防火管理業務の一部を警備会社等の部外者に委託する防火対象物の関係者が増加しており、この傾向は、防火対象物の管理体制の多様化、合理化の進展の中で、今後もますます増加するものと想定された。この場合の防火管理は、防火対象物の管理権原者（法第8条に規定する「管理について権原を有する者」をいう。以下同じ。）防火管理者及び防火管理業務従事者が、それぞれの役割に応じて適切に業務を行い、責任を果たすことによってその十全が図られるものであるが、受託者が担当する防火管理業務について、基礎的な知識、技能を有していない者がその業務に従事する場合は、効果的な業務遂行が期待できないばかりか、初期消火、通報連絡あるいは避難誘導等について適切な対応が遅れたり、現場で自衛消防隊と委託を受けて業務に従事する者の行動に統制を欠くことがある。そこで、このような現実の問題点を踏まえて、受託者の従業員として防火管理業務に従事する者の防火管理に関する知識及び技能の充実を図るとともに、委託によっても防火管理業務の円滑な実施を確保するため、国では、昭和58年に省令を一部改正（昭和58年自治省令第26号）し、全国の消防機関に通知を発出（昭和58年12月2日付け消防予第227号通知）した。当該通知においては、①法人等の従業員として実際に防火管理業務に従事する者の防火管理に関する知識、技能の充実を図るため、法人等は、②の講習を修了した者等当該知識、技能を有する者のうちから教育担当者を定め、その下で、従業員に対する組織的、計画的な教育を行うよう指導すること、②消防機関は、地域の実情に応じて、教育担当者のための講習会を開催し、又は消防機関が適当と認める教科内容により法人等が一定のまとまりによって行う教育担当者のための講習会に援助する等、教育担当者に防火管理に関する知識、技能等を修得させるための所要の措置を講ずることとされた。

当組合では、当該通知の内容を踏まえ、昭和61年に本条として、①受託者の防火管理業務に従事する者に対しての防火管理に関する教育体制の確立を図るために、その業務を担当する教育担当者を置くことと、当該教育担当者の下で組織的、計画的な防火管理教育を実施することについて義務化を図ること、②受託者に対して、教育担当者の選任及び解任の届出を定めたものである。

2 指導の対象については、本条において防火管理の受託を業とする法人等を対象としている。また、具体的な指導内容については、昭和59年3月6日付け消防予第40号通知の内容を踏まえていたが、平成19年に法が一部改正（平成19年法律第93号）され、平成20年に政令

及び省令が一部改正（平成 20 年政令第 301 号、平成 20 年総務省令第 105 号）されたことにより防災管理制度が導入され、防火管理業務同様に防災管理業務の受託についても規定整備されることとなった。また、当該制度が整備された際の国からの通知（平成 21 年 1 月 26 日付け消防予第 36 号通知。「以下、本条及び次条【解説】において「平成 21 年第 36 号通知」という。）では、「講習会の受講者は防災管理業務の受託を業とする法人等における教育担当者であるが、防災管理業務と防火管理業務は密接な関係があるため、防災管理業務の受託を業とする法人等における教育担当者にあっては、防火管理業務の受託を業とする法人等の教育担当者のための講習会を受講した後に、本講習会を受講するものであること。」とされた。

当組合では、当該法令改正等の内容を踏まえ、次条として第 41 条の 2 を新たに設けてい

る。

3 防火管理教育担当者の資格を取得するためには、①第 41 条第 2 項に規定する防火管理教育担当者として必要な知識及び技能を修得させるために消防長が行う講習の課程を修了すること、②①の講習と同等以上の知識及び技能を修得できるものとして消防長が認める講習の課程を修了すること、③①及び②に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者であること、のいずれかの要件を満たさなければならないが、防火管理者の資格を有することは要件となっていない。よって、防火管理者の資格を有していないても、当該教育担当者講習を受講、資格を取得することができる。また、防火管理者の資格を有する者であっても、防火管理教育担当者になるためには、当該講習を受講する必要がある。

4 第 2 項の「消防長が指定する資格を有する者」について、当組合では「石狩北部地区消防事務組合火災予防条例第 41 条第 2 項の規定に基づき消防長が指定する資格者」（昭和 61 年消防長告示第 5 号）において、以下に掲げる資格者を指定している。

- (1) 都道府県知事が行う講習（昭和 59 年 3 月 6 日付け消防予第 40 号通知により実施する講習をいう。）
  - (2) 都道府県内における消防機関の連合機関又は消防機関の長の連合組織が行う講習
  - (3) 市町村（消防一部事務組合管理者）又は消防長が行う講習
  - (4) 警備事業が行う法人等の連合組織が主催する講習で、当該講習会開催地の区域を管轄する市町村長（消防一部事務組合管理者）又は消防長、若しくは講習会開催の区域の都道府県内における消防機関の連合組織が前（1）と同じ講習と認めたもの
- 5 現在、当組合で防火管理教育担当者の資格を取得する講習は実施していない。

(防災管理業務の受託等) 第 41 条の 2

第 41 条の 2 前条の規定は、法第 36 条第 1 項において準用する法第 8 条の規定による防災管理上必要な業務において、その一部の委託を受けて事業を行う者について準用する。この場合において、前条第 1 項中「法第 8 条に規定する防火管理上」とあるのは「法第 36 条第 1 項において準用する法第 8 条に規定する防災管理上」と、「防火管理業務」とあるのは「防災管理業務」と、「令第 1 条の 2 第 3 項」とあるのは「令第 46 条」と読み替えるものとする。

**【趣旨】**

本条は、防災管理上必要な業務の一部受託を業とする法人等の防災管理業務に関する教育の担当者の選任等について定めたものである。

**【解説】**

1 消防法上における危機管理対策としては、火災の未然防止や出火時の被害軽減を図るため、防火管理体制の整備、消防用設備等による手当てを通じて防火対象物の防火安全対策を確保している。一方、平成 7 年 1 月に発生した阪神・淡路大震災では、ビルの全部又は一部損壊、避難施設や消防用設備等の損壊（防火戸の枠変形、スプリンクラー設備の破損等）が見られ、平成 17 年 3 月に発生した福岡県西方沖地震では、避難誘導が実施されなかったことにより、一部エレベーターに利用者が殺到する事態となった。また、今後、首都直下地震や東海地震、東南海・南海地震の発生の切迫性が危惧されている中で、事業所における消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保することが喫緊の課題とされた。

国では、このような状況を踏まえ、消防法令の一部改正（平成 19 年法律第 93 号、平成 20 年政令第 301 号、平成 20 年総務省令第 105 号）が行われ、新たに防災管理制度が導入されるとともに、防火管理業務同様に防災管理業務の受託についても規定整備されることとなった。また、当該制度が整備された際の平成 21 年 36 号通知では、「講習会の受講者は防災管理業務の受託を業とする法人等における教育担当者であるが、防災管理業務と防火管理業務は密接な関係があるため、防災管理業務の受託を業とする法人等における教育担当者にあっては、防火管理業務の受託を業とする法人等の教育担当者のための講習会を受講した後に、本講習会を受講すること」とされた。

(劇場等の客席) 第 42 条

第 42 条 劇場等の屋内の客席は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) いすは、床に固定すること。
- (2) いす背（いす背のない場合にあっては、いす背に相当するいすの部分。以下この条及び次条において同じ。）の間隔は、80 センチメートル以上とし、いす席の間隔（前席の最後部と後席の最前部の間の水平距離をいう。以下この条において同じ。）は、35 センチメートル以上とし、座席の幅は、40 センチメートル以上とすること。
- (3) 立見席の位置は客席の後方としその奥行は 2.4 メートル以下とすること。
- (4) 客席の最前部（最下階にあるものを除く。）及び最後部とその他の部分との間には、高さ 75 センチメートル以上の手すりを設けること。
- (5) 客席の避難通路は、次によること。
  - ア いす席を設ける客席の部分には、横に並んだいす席の基準席数（8 席にいす席の間隔が 35 センチメートルを超える 1 センチメートルごとに 1 席を加えた席数（20 席を超える場合にあっては、20 席とする。）をいう。以下この条において同じ。）以下ごとに、その両側に縦通路を保有すること。ただし、基準席数に 2 分の 1 を乗じて得た席数（1 席未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てる。）以下ごとに縦通路を保有する場合にあっては、片側のみとすることができます。
  - イ アの縦通路の幅は、当該通路のうち避難の際に通過すると想定される人数が最大となる地点での当該通過人数に 0.6 センチメートルを乗じて得た幅員（以下「算定幅員」という。）以上とすること。ただし、当該通路の幅は 80 センチメートル（片側のみがいす席に接する縦通路にあっては、60 センチメートル）未満としてはならない。
  - ウ いす席を設ける客席の部分には、縦に並んだいす席 15 席（いす背の間隔が 90 センチメートル以上の場合においては 20 席）以下ごと及び当該客席の部分の最前部に算定幅員以上の幅員を有する横通路を保有すること。ただし、当該通路の幅は、1 メートル未満としてはならない。
  - エ ます席を設ける客席の部分には、横に並んだます席 2 ます以下ごとに幅 40 センチメートル以上の縦通路を保有すること。
  - オ アからエまでの通路は、いずれも客席の避難口（出入口を含む。以下同じ。）に直通させること。

【趣旨】

本条は、劇場等の屋内の客席に関し、避難管理上必要ないすの固定、いす背の間隔、いす席の間隔及び座席の幅、立見席の位置及び奥行き、手すりの設置並びに避難通路の保有について定めたものである。

【解説】

- 1 本条及び次条において客席とは、劇場、映画館、演芸場などについては、入口ホール、事務室、映写室、売店、廊下、階段、便所、舞台部（舞台、楽屋、大道具室、小道具室）等を除いた催し物観覧用の部分をいい、集会場又は公会堂については、集会室がこれに該当する。また、これは一体的な概念であって、客席部分のみならず客席内通路もまた客席の一部分にほかならない。
- 2 客席に設けるいすは、観客の避難に際して転倒し、避難通路の効用を著しく阻害するばかりでなく、予想外の混乱を招く例が多いため、本条第 1 号は、いすを床に固定することを原則としている。

第 2 号に定めるものを表にすると、下表のとおりとなる。

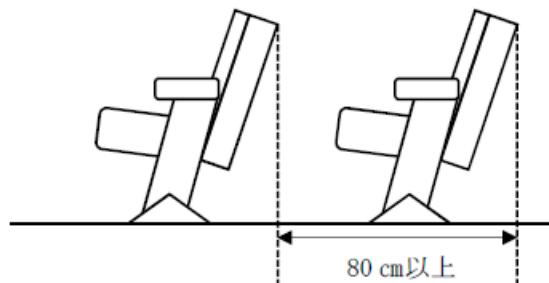
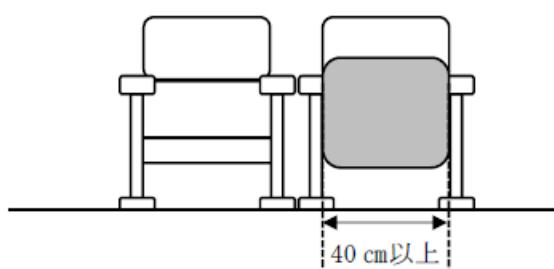
客席の形態	規制内容
いす席	<p>1 縦通路</p> <p>(1) 横に並んだいす席の基準席数（※）（8席～20席）以下ごとにその両側に設置</p> <p>(2) 基準席数の2分の1以下ごとにその片側に設置</p> <p>(3) 幅員は、避難時の通過想定人数に0.6センチメートルを乗じて得た数値以上で、かつ、最低幅員以上（最低幅員：(1)は80センチメートル以上、(2)は60センチメートル以上）</p> <p>2 横通路</p> <p>(1) 縦に並んだいす席 20席以下ごとに設置</p> <p>(2) 最下階にある客席の最前部に設置</p> <p>(3) 幅員は、避難時の通過想定人数に0.6センチメートルを乗じて得た数値以上で、かつ、1メートル以上</p>
ます席	・横2ます以下ごとに幅40センチメートル以上の縦通路又は横通路のいずれかを設置

※基準席数：8席にいす席の間隔が35センチメートルを超える1センチメートルごとに1席を加えた席数（20席を超える場合にあっては20席とする。）

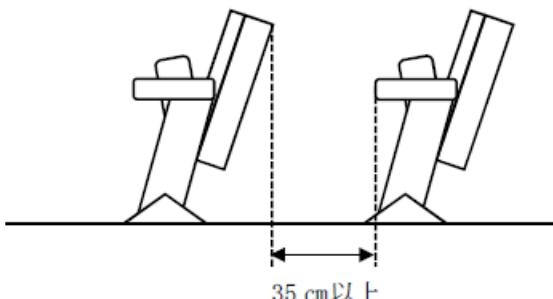
3 第2号の「いす席の間隔」とは、前席の最後部と後席の最前部の間の水平距離をいい、自動的に座が跳ね上がる方式のものについては、座を跳ね上げた状態で水平距離を測定し、座の跳ね上がらないもの又は手動によって座の上がるものについては、跳ね上がらない状態で水平距離を測定する。

4 「座席の幅」とは、入場者1人当たりの占有幅を指すものであって、一のいすの幅をいうものではない。したがって、長いすにあっては、その幅が例えば2メートルである場合には、一のいすに5人を超えて入場者を着席させることはできない。また、第5号アの規定との関係上、例えば、幅4メートルの長いすを使用しても8人以上の入場者を着席させることはできないことになる。

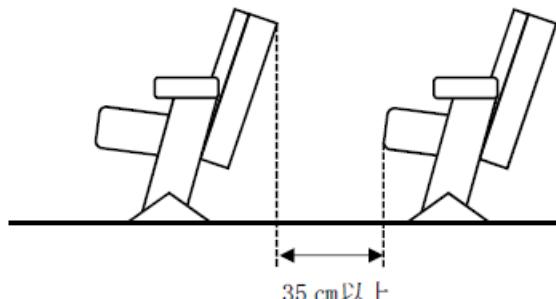
#### ●いす背の間隔と座席の幅



#### ●自動的に座が跳ね上がる方式のもの



#### ●座の跳ね上がらないもの等

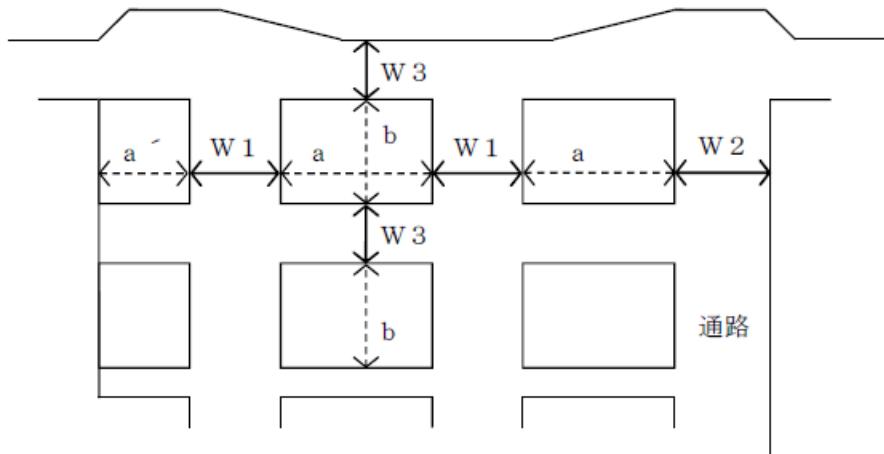


- 5 第2号の規定は、いす席を設ける客席の部分についての規定であって、ます席、立見席等における入場者1人当たりの占有幅については言及していない。
- 6 第3号の「立見席」には、いわゆる待見席を含む。立見席は、ほかの客席部分に比べ、入場者の密集度が最も高く、この設置を無制限に認めることは、一旦災害が発生した場合に避難に支障を来すおそれがあり。そこで、その位置は、最も避難が容易な客席の後方に限り、かつ、その奥行きは2.4メートル以下としたものである。したがって、映画館等において客席の側方に設ける待見席は認められない。この点に関し、客席の側方の通路の幅が第5号アで定める幅員を超える場合においては、その超える部分には、待見席として観客を収容しても差し支えのないのではないかといったことも考えられるが、この間の境界は不分明で、観客の越境により避難通路の効用を妨げるおそれがあるため、ここではこれを禁ずる趣旨である。
- 7 客席の最前部に設ける「手すり」は、避難の際の混乱によって、入場者が階下に墜落するのを防止するためであることから、第4号の「最下階」とは、劇場等が一の建築物の2階以上の階の部分にある場合においては、当該部分における最下階をいうものとなる。一般には、最下階が主階となっている場合が多い。
- 8 「横に並んだいす席（ます席）、縦に並んだいす席」等の表現における横又は縦とは、いずれも舞台等に面して横又は縦を指す。
- 9 第5号の「いす席の基準席数」とは、いす席の間隔に応じ、次の表のように最大20席まで認める。

いす席の間隔（センチメートル）A	基準席数（小数点以下切り捨て）
35以上47未満	$8 + (A - 35)$
47以上	20

- 10 各通路の算定幅員の算定の基礎となる「通過人数」については、座席配列、出入口の位置、階段の位置等により定まることとなるが、実務的には、劇場の設計者が座席から出入口までの避難経路を計画し、消防長又は消防署長がその避難計画が適正であるかどうかを判断することとなる。その際、基本的には、座席の中央から両側の通路に均等に避難することとして計画されることが望ましい。なお、算定幅員は通路ごとに、通過する人数の最も多い地点での通過人数に0.6センチメートルを乗じた幅員とする。
- 11 通路の幅員については、先に算出された算定幅員又は最低幅員（片側のみがいす席に接する縦通路にあっては60センチメートル、それ以外の縦通路にあっては80センチメートル、横通路にあっては1メートルとする。）のうち大きい方を用いることとなるが、通路のどの部分でも通路ごとに定まる幅員を下回る幅員としてはならない。
- 12 第5号才の「避難口」とは、避難に際して使用される出入口をいう。「出入口を含む。」としたのは、火災その他の災害が起こった場合にのみ使用され、通常の出入には使用しないわゆる非常口のみならず、一般の出入口も、避難に際して使用される限り含めようとする趣旨である。
- 13 「直通」とは、「直通階段」等の用例にみられるごとく、「直接的に通ずる」というほどの意味であって、「直線的に通ずる」ことを要求したものではない。すなわち、避難通路が直線をなし、その一端に避難口が存することは、必ずしも必要でない。

●いす席の場合



横席数  $a^- \leq 8$  席～ $20$  席

$a^- \leq 4$  席～ $10$  席

縦席数  $b \leq 20$  席

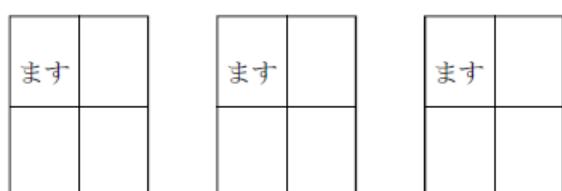
縦通路の幅  $W_1 \geq$  避難通路を通過する想定人数  $\times 0.6$  cm (80 cm以上)

$W_2 \geq$  避難通路を通過する想定人数  $\times 0.6$  cm (60 cm以上)

横通路の幅  $W_3 \geq$  避難通路を通過する想定人数  $\times 0.6$  cm (100 cm以上)

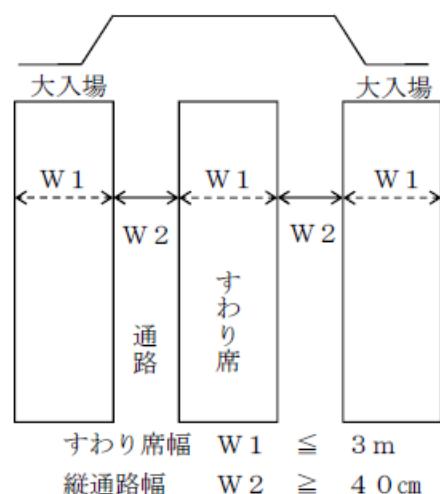
※ ( ) 内は、最低の幅員

●ます席の場合



ます席 2 ます以下ごとに  $W \geq 40$  cm

●大入場のある場合



(劇場等の屋外の客席) 第42条の2

第42条 劇場等の屋外の客席は、次の各号に定めるところによらなければならない。

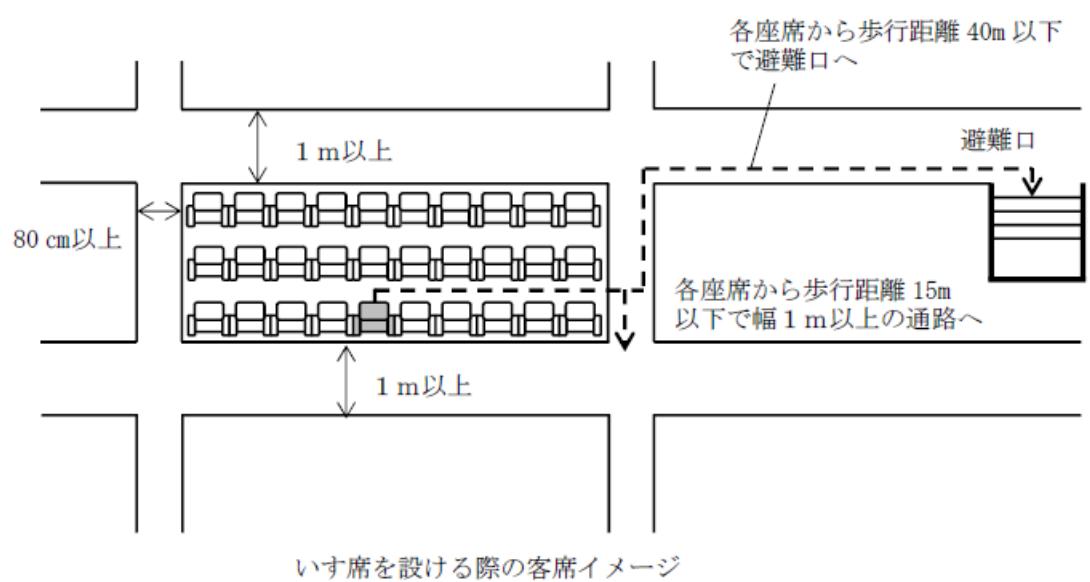
- (1) いすは、床に固定すること。
- (2) いす背の間隔は、75センチメートル以上とし、座席の幅は、40センチメートル以上とすること。ただし、いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合にあっては、いす背の間隔を70センチメートル以上とすることができる。
- (3) 立見席には、奥行3メートル以下ごとに、高さ1.1メートル以上の手すりを設けること。
- (4) 客席の避難通路は、次によること。
  - ア いす席を設ける客席の部分には、横に並んだいす席10席（いす背がなく、かつ、いす席が固定している場合にあっては、20席）以下ごとに、その両側に幅80センチメートル以上の通路を保有すること。ただし、5席（いす背がなく、かつ、いす席が固定している場合にあっては、10席）以下ごとに通路を保有する場合にあっては、片側のみとすることができます。
  - イ いす席を設ける客席の部分には、幅1メートル以上の通路を、各座席から歩行距離15メートル以下でその1に達し、かつ、歩行距離40メートル以下で避難口に達するように保有すること。
  - ウ ます席を設ける客席の部分には、幅50センチメートル以上の通路を、各ますがその1に接するように保有すること。
  - エ ます席を設ける客席の部分には、幅1メートル以上の通路を、各ますから歩行距離10メートル以内でその1に達するように保有すること。

【趣旨】

本条は、劇場等の屋外の客席に関し、避難管理上必要ないすの固定、いす背の間隔及び座席の幅、立見席における手すりの設置並びに避難通路の保有について定めたものである。

【解説】

- 1 陸上競技場、各種の屋外球技場、屋外プール、競馬場及び屋外音楽堂などの屋外の客席は、屋内の客席に比べて、火災により生ずる火煙が充満する度合いは少なく、かつ、場外への避難も比較的容易であり、また、観客の心理的動搖の度合いも少ないので通常であるため、総体的に避難管理がより容易であるということができる。この点に着目して、本条による劇場等の屋外の客席に対する規制は、前条の基準を若干緩和した形となっている。
- 2 第2号の「いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合」とは、例えば、背もたれのない長いすのような形のものを指す。
- 3 屋外の客席については、屋内の客席の場合と異なり、立見席の位置又は規模に関する規制はなされていないので、その一部分に過大な観客の密集を避けるために、第3号は、奥行3メートル以下ごとに手すりを設けることを規定している。
- 4 第4号アの通路は、屋内の客席における縦通路に、同号イの通路は、屋内の客席における横通路に、それぞれ相当するものであるが、イの通路の方向は、舞台等に面して横方向であることを要しない。また、歩行距離40メートルの起算点は、各座席であって、各座席から当該通路に達した地点ではない。
- 5 第4号アの通路とイの通路（いす席の場合）及びウの通路とオの通路（ます席の場合）は、それぞれ双方の要件を満足する限り、共用しても差し支えない。



(基準の特例) 第 42 条の 3

第 42 条の 3 前 2 条の規定の全部又は一部は、消防長（消防署長）が劇場等の位置、収容人員、使用形態、避難口その他の避難施設の配置等により入場者の避難上支障がないと認めるときにおいては、適用しない。

【趣旨】

本条は、第 42 条に規定する劇場等の屋内の客席に関する事項、第 42 条の 2 に規定する劇場等の屋外の客席に関する事項に係る特例基準について定めたものである。

本条の制定経緯について、劇場等では、いす席、ます席などの固定的な客席を配置しての興行が主であった。しかし、全席を立見として興行する劇場等が増加してきたこと、今後においても、予測されない特殊な形態の劇場等が出現することなどが想定されたことから、第 42 条及び第 42 条の 2 ただし書により、これらの劇場等における客席について、消防長が入場者の避難上支障がないと認めたものについては、基準の特例を適用することができる旨を規定した。

一方、火災予防条例（例）における劇場等の客席に関する規定は、災害が発生した場合において、観客の避難に支障を来さぬよう規定されていたものであるが、防火対象物の大規模化、高層化、複雑多様化等に伴い、様々な形態の劇場等の建築が見込まれることから、平成 15 年の改正（平成 15 年 12 月 18 日付け消防予第 319 号・消防安第 237 号）により火災予防条例（例）第 35 条及び第 36 条ただし書を削除し、新たに火災予防条例（例）第 36 条の 2 において基準の特例を設けることとなった。この改正を受け当組合も平成 16 年に条例改正を行っている。

【解説】

1 第 42 条第 1 号及び第 42 条の 2 第 1 号には、「いすは、床に固定すること。」となっている。しかし、全ての劇場等について一律にこの規定を強制することは、規制が厳しすぎる場合が予想されるので、本条において、消防長（消防署長）が劇場等の位置、収容人員、使用形態（催し物の内容、観客層等）、避難口その他の避難施設の配置等から総合的に勘案して、入場者の避難上支障がないと認めた場合は、移動式のものでもよいこととしている。この消防長（消防署長）による特例の認定は、次の内容等を踏まえ、判断するものとする。

- (1) 位置に関しては、当該劇場等の周囲に十分に広い空地がある場合等であること。
  - (2) 収容人員に関しては、第 45 条の規定による定員よりも少ないとのほかに、当該劇場等の入場者の密集度を考慮すべきであること。
  - (3) 使用形態に関しては、集会場及び公会堂等において、映画、演劇等の開催のほかに、いすの移動を要するような用途にも使用する場合等であること。
  - (4) 避難口その他の避難施設の配置等に関しては、避難口、廊下、階段、避難通路等が法令の規定以上に十分に整備されている場合等であるほか、警備員の配置等も含まれること。
- 2 第 42 条第 5 号は、劇場等における屋内の客席の避難通路に関する規定であるが、避難通路以外の避難上の設備（避難器具、避難口等）を代替的に設けた場合のほか、第 42 条第 5 号アからカまでに掲げる基準には合致しないが、これによる場合と同等以上の効果を有するように避難通路を設ける場合等は、避難上支障がないと認めることができる。
- 3 第 42 条の 2 第 4 号は、劇場等における屋外の客席の避難通路に関する規定であるが、これについても屋内の客席の避難通路に関する特例規定と同様の考え方となる。ただし、屋外の客席は、その形状、構造等が千差万別であるので、屋内の客席に比較してはるかに多いことが予想される。

4 本条による特例を認める際は、以下のとおり関係図書の提出を求め、総合的な判断をする。

(1) 申請

「申請書・届出書ダウンロードサービス」にある「特例認定申請書」(※1)に必要事項を記載するとともに、申請内容を確認するために必要な図書を添えて、申請する場所を管轄する消防署に2部提出する。

(2) 審査

特例申請があった場合は、申請内容を審査するとともに、必要に応じて所要の現地調査等を行った後、特例認定審査書(※2)を作成する。

(3) 審査結果

特例認定に支障がないと認める場合は、提出された特例認定申請書の1部に承認済の印(規則様式第33号)を押印し、また、支障があると認める場合は、認定できない理由を経過欄に記載のうえ、申請者に交付する。

※1 予防要綱第33条及び様式第29号

※2 予防要綱第33条及び様式第30号

(キャバレー等の避難通路) 第43条

第43条 キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの（以下「キャバレー等」という。）及び飲食店の階のうち当該階における客席の床面積が150平方メートル以上の階の客席には、有効幅員1.6メートル（飲食店にあっては1.2メートル）以上の避難通路を、客席の各部分からいす席、テーブル席又はボックス席7個以上を通過しないで、その1に達するように保有しなければならない。

**【趣旨】**

本条は、キャバレー、飲食店等における避難通路の保有について定めたものである。

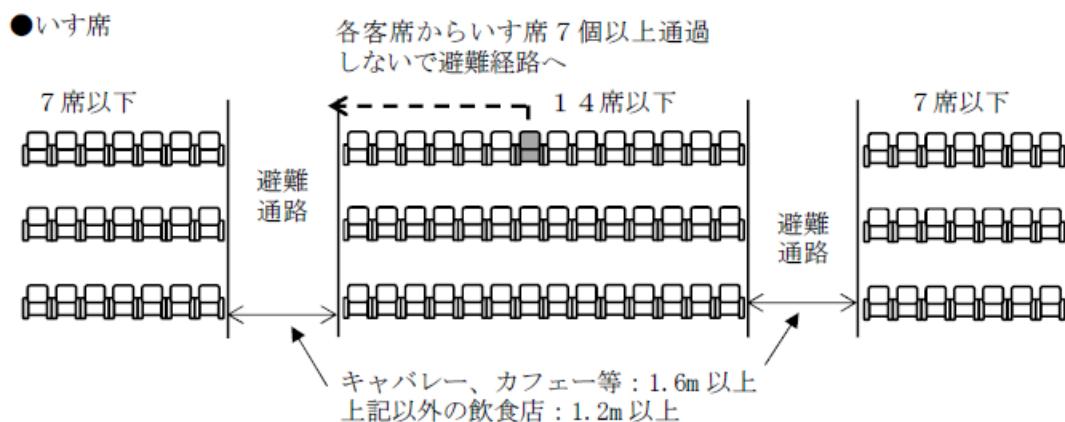
**【解説】**

- 1 キャバレー、飲食店等における座席は、その業務の実態上、劇場等のように整然と列をして配置することについて条例で要求することは困難である。よって、火災が発生した際、入場者が有効な避難通路に至るまでの座席数を基準として避難通路を保有すべきとしたものである。
- 2 「階のうち当該階」とは、階ごとにキャバレー、飲食店等の客席の床面積を合計することにより、本条の規制対象となるか否かの判断をするものである。
- 3 「有効幅員」とは、避難に際して有効に活用することができる部分の幅をいい、床面における幅が1.6メートル（飲食店にあっては1.2メートル）以上であっても、その上方に障害物が突出しているような場合には、当該突出部分の幅は、有効幅員には含まれないことになるので、留意する必要がある。

対象用途	対象規模	避難通路の幅	条件
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ	当該階における客席床面積 150 m <sup>2</sup> 以上の階の客席	1.6m以上	客席各部分から「いす席」「テーブル席」又は「ボックス席」を7個以上通過しないで1の避難通路に到達すること。
上記以外の飲食店		1.2m以上	

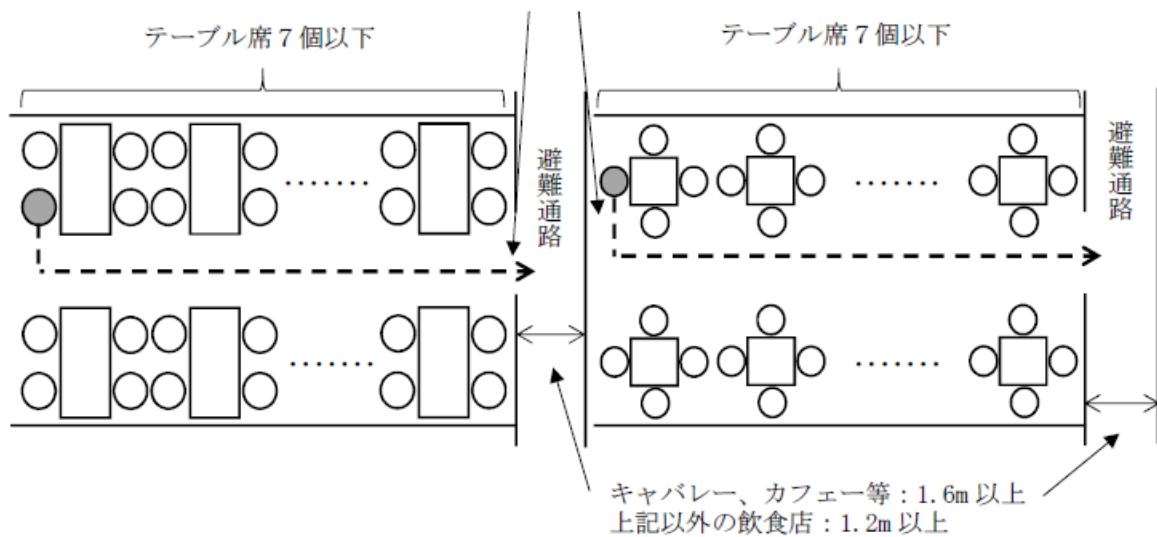
- 4 「7個」とは、いす席、テーブル席、ボックス席のいずれの場合においても、7個の座席という意味である。

- 5 本条の内容を図で示すと、下図のとおりとなる。



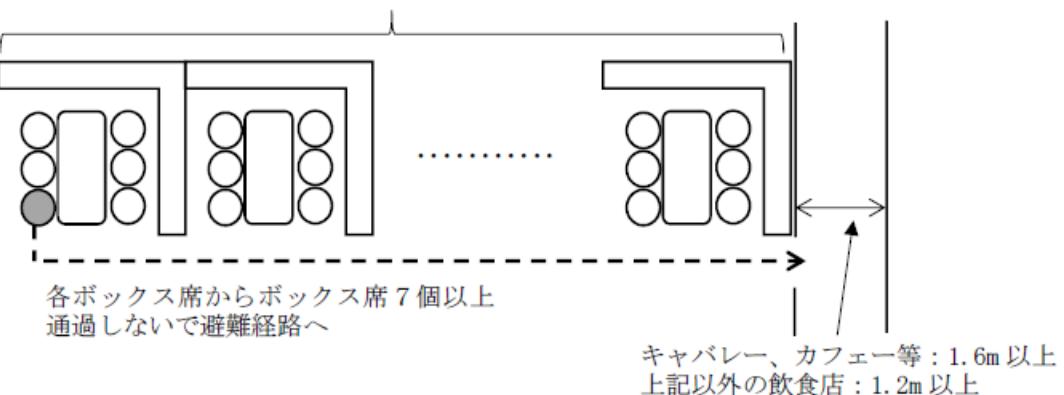
### ●テーブル席

各テーブル席からテーブル席 7 個以上  
通過しないで避難経路へ



### ●ボックス席

ボックス席 7 個以下



(ディスコ等の避難管理) 第43条の2

第43条の2 ディスコ、ライブハウスその他これらに類するもの（以下「ディスコ等」という。）の関係者は、非常時において、すみやかに特殊照明及び音響を停止するとともに、避難上有効な明るさを保たなければならない。

【趣旨】

本条は、多数の客が密集状態になりやすく、特殊な照明設備を用い、大音響で演奏を行う等の状況下において営業しているディスコ等の店舗等における避難管理を徹底する必要があることから、そのような営業形態の店舗等においては、非常時において客への情報伝達、避難誘導等を円滑に行うことができるようにするため、特殊照明、演奏等を停止する等避難上有効な措置を講ずるべきことを定めたものである。

【解説】

- 1 「ディスコ、ライブハウスその他これらに類するもの」とは、ディスコ又はライブハウスと類似していると認められるもので、特殊照明、音響効果等により火災発生時に避難上支障があると認められる店舗等をいう。
- 2 本条は、ディスコ等において自動火災報知設備が発報したときや、火災を覚知したときなどの非常時においては、特殊照明や音楽の演奏等を停止するとともに避難上有効な明るさを保ち、適切な情報伝達、避難誘導等を行うことができるようとするための措置をとるべきことを規定している。なお、ディスコ等においては、店内の特殊照明効果等のために、誘導灯の視認障害や避難施設の識別不能が生じ、そのために避難方向の特定ができなくなるおそれがあることから、これらの施設の関係者に対し、避難口、避難通路等の避難施設を常に容易に識別できるように保持しておくよう特に留意すべきことについて、合わせて指導する必要がある。
- 3 本条と第43条は選択的な適用関係となるものではなく、本条の適用を受ける店舗等にあっても、第43条の「キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、飲食店その他これらに類するもの」にも該当する場合には、同条の規定が合わせて適用される。

### (個室型店舗の避難管理) 第43条の3

第43条の3 カラオケボックス、インターネットカフェ、漫画喫茶、テレフォンクラブ、個室ビデオその他これらに類するもの（以下「個室型店舗」という。）の遊興の用に供する個室（これに類する施設を含む。）に設ける外開き戸のうち、避難通路に面するものにあっては、開放した場合において自動的に閉鎖するものとし、避難上有効に管理しなければならない。ただし、避難の際にその開放により当該避難通路において、避難上支障がないと認められるものにあっては、この限りでない。

#### 【趣旨】

本条は、カラオケボックスやインターネットカフェ、個室ビデオ等のいわゆる個室型店舗の関係者に対し、火災発生時において来客、従業員が迅速かつ確実に避難できるようにするための避難管理について定めたものである。

個室型店舗は、個室が比較的狭い空間に密集して、遊興のための設備又は物品を個室において客に利用させる形態の店舗であり、通路が狭く複雑な構造であることが多いため、避難通路に面して設けられた外開き戸が開放状態になると、火災の際の避難に重大な支障を生じることになる。このことから、個室型店舗においては、避難通路に面する外開き戸が自動的に閉鎖する措置により避難通路を確保し、当該個室の利用客が安全に避難できる対策をとるものである。

本条の規定は、平成20年10月1日に発生した大阪市の個室ビデオ店火災を踏まえ、消防庁に設置された「予防行政のあり方に関する検討会」において、個室型店舗の防火安全対策に係る考え方方が示されたことを踏まえ、当組合においても、平成22年に条例を改正し、本条を規定したものである。

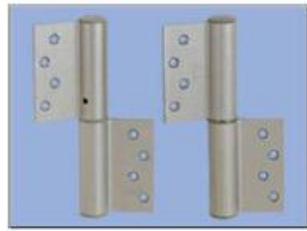
#### 【解説】

- 1 本条の対象は、個室型店舗である。また、「その他これらに類するもの」とは、政令別表第1（2）項ニに掲げる用途に類似する個室型の店舗を想定しており、省令第5条第2項第2号に規定する店舗及び同項第3号に規定する店舗に該当しない個室型の店舗も含むものである。例えば、客の性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の映像を見せる興行の用に供されず、省令第5条第2項第3号に規定する「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第2条第1号に規定する興行場」に該当しない「個室型のビデオ試写室」は、「その他これらに類するもの」に該当する。なお、「その他これらに類するもの」には、政令別表第1（2）項ニとして捉えていない貸し事務スペース又は勉強スペース等の個室、ジョギングのための貸し更衣室又はシャワー室等の個室、個室型の複数人で飲食を伴うゴルフシミュレーター等は含まれない。
- 2 規制対象は、個室型店舗の避難通路に面して設ける全ての外開き戸とする。よって、当該個室型店舗の避難通路に面して設ける外開き戸であれば、客が利用する個室や従業員が使用する事務室等の「部屋の用途」、あるいは目隠し程度のパーテーションで仕切られた部屋等の「部屋の形態」に関わらず、規制対象になる。
- 3 個室型店舗以外の政令別表第1に掲げる防火対象物であって、個室型店舗に該当する部分ではあるが、いわゆる従属により他の用途に該当するものについては、規制対象とする。
- 4 「当該戸を開放した場合に自動的に閉鎖する措置」とは、避難時の障害とならず、かつ確実に作動するよう措置することをいう。なお、ドアクローザー等の製品を使用する際は、ストッパー機能がないものとする。

● ドアクローザー等の製品例



ドアクローザー

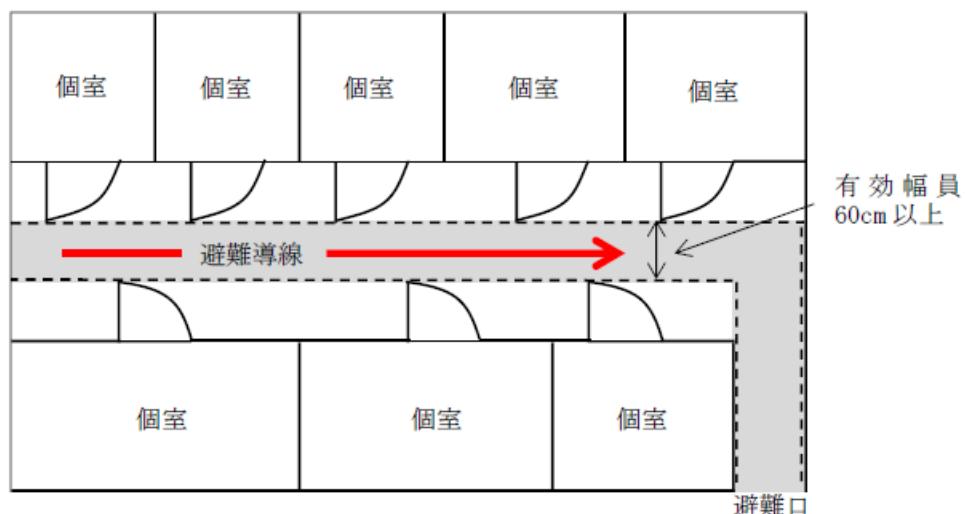


ヒンジクローザー（丁番型）

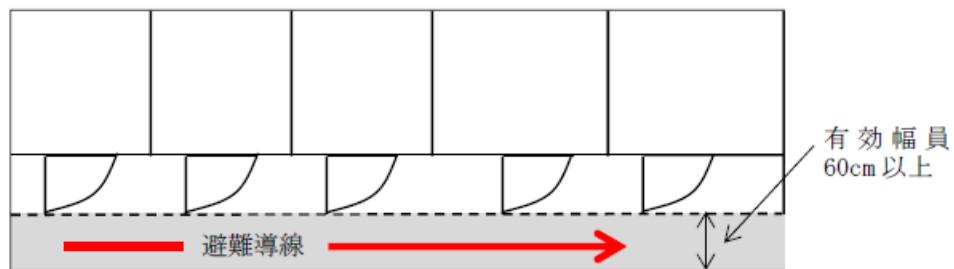
5 「避難に際し、当該戸を開放しても避難通路の幅員を十分に確保できるものその他の避難上支障がないと認められるもの」の例については、以下のとおりである。

- (1) 避難通路を挟んで対面して設ける外開き戸をともに開放した場合（図1参照）又は避難通路の片面に設ける外開き戸を開放した場合（図2参照）において、当該避難通路の有効幅が60センチメートル以上で、かつ直線的に確保されているもの

●図1

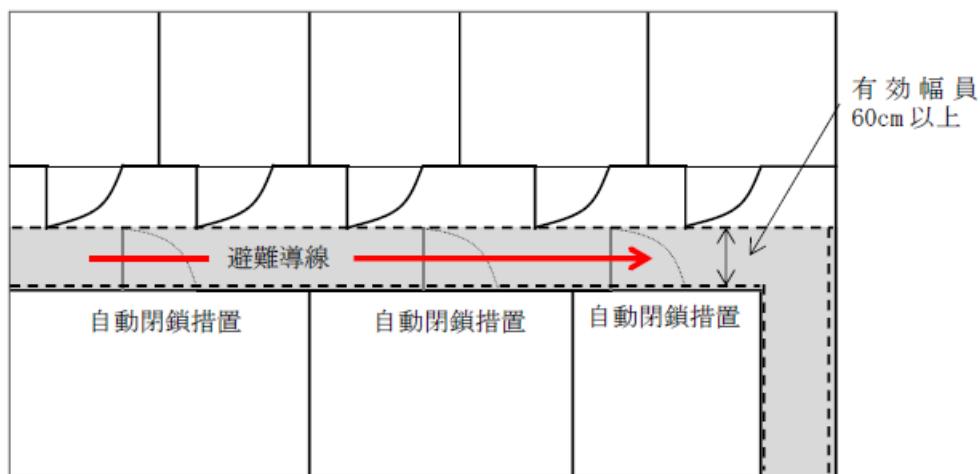


●図2



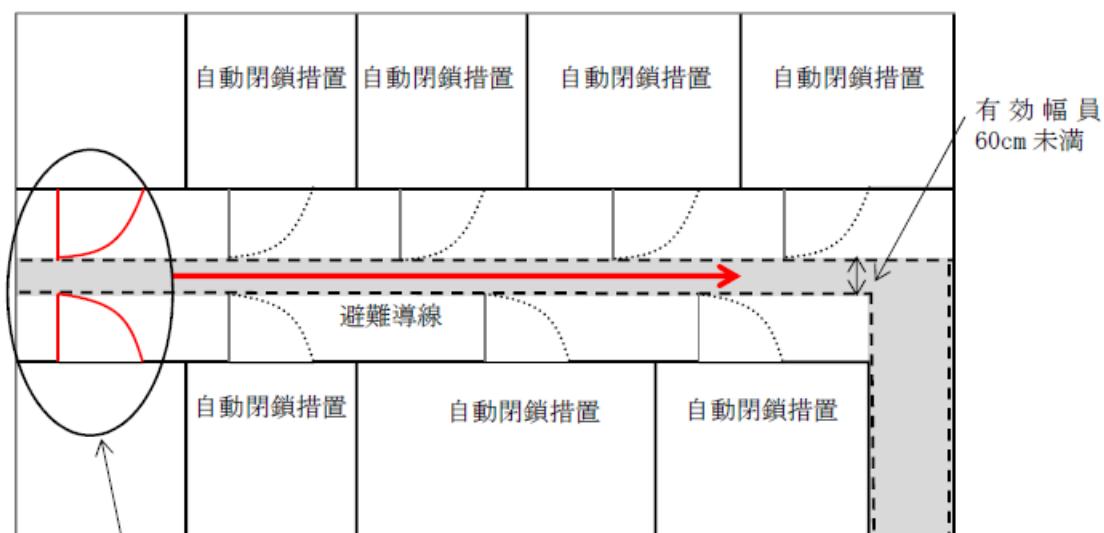
- (2) 避難通路を挟んで対面して設ける外開き戸のうち、片面の外開き戸にのみ自動閉鎖措置を講じた状態で、自動閉鎖措置を講じていない外開き戸を開放した場合において、当該避難通路の有効幅が60センチメートル以上で、かつ直線的に確保されているもの（図3参照）

●図3



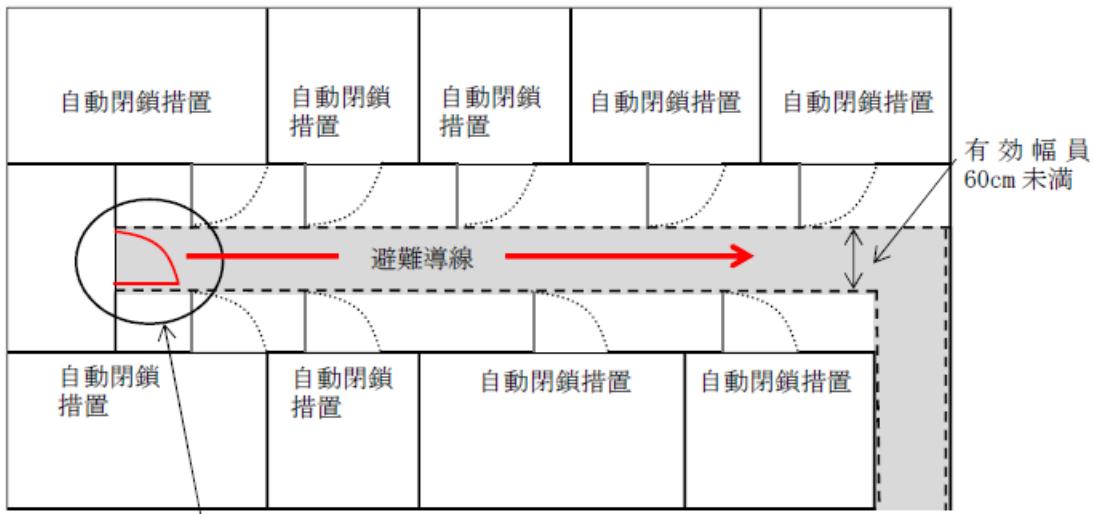
(3) 避難通路に設ける外開き戸を開放した場合において、避難の際、当該開放された外開き戸の前を通過する者が全くいないもの（図4参照）

●図4



(4) 行き止まりに設ける外開き戸を開放した場合において、他の外開き戸の開閉に支障がなく、かつ当該他の外開き戸からの避難に支障とならないもの（図5参照）

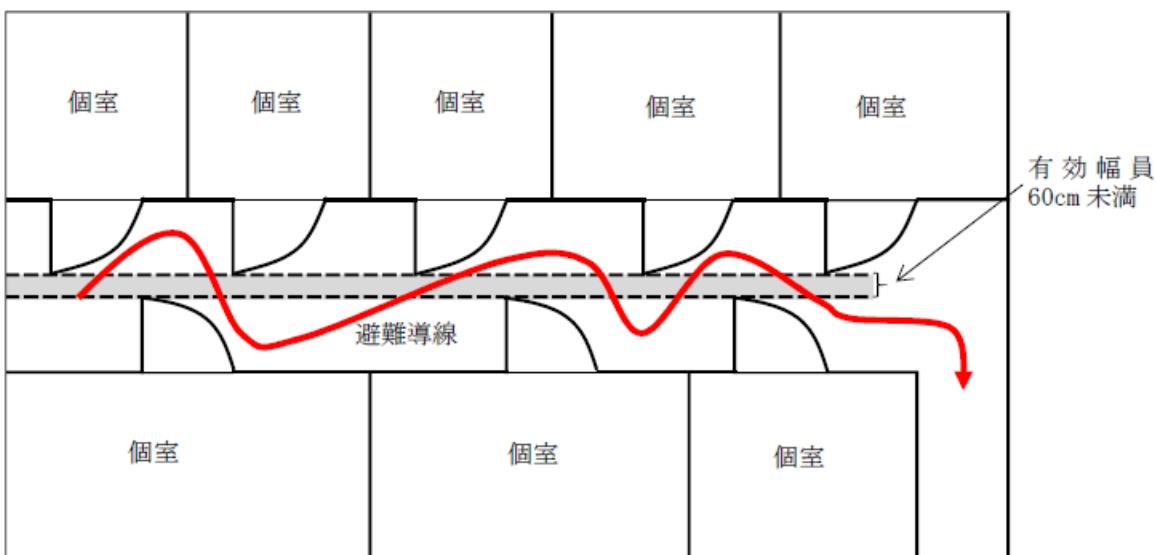
●図 5



この部屋は行き止まりの部屋であり、戸を開放しても当該（外開き）戸の前を通過する者がいないため、自動閉鎖措置を施さなくてよい。

6 図 6 のとおり、避難通路の導線をジグザグとした場合については、避難の容易性・安全性の観点から避難上支障がないと認められず、第 43 条の 3 ただし書の規定を適用することができない。

●図 6



### 【参考】大阪市・個室ビデオ店火災の概要

#### 1 概要

平成 20 年 10 月 1 日未明、大阪市浪速区の個室ビデオ店「キャッツ」において、死者 15 人、負傷者 10 人（うち 1 人が 10 月 14 日に死亡）という重大な人的被害を伴う火災が発生した。消防庁では、消防法第 35 条の 3 の 2 の規定により消防庁長官が行う調査として現地に職員を派遣し、大阪市消防局とともに火災原因調査を行った。

#### 2 被害拡大の要因

以下の要因により、多数の利用客が逃げ遅れたことが考えられる。

- (1) 火元の個室から流出した煙・熱が短い時間のうちに通路に充満して、避難経路が絶たれしたこと。
- (2) 密室構造の個室において、利用客はヘッドホンの使用等により、火災の発生に気付きにくい状況であったこと。
- (3) 自動火災報知設備が設置されていたが、作動中に警報が停止されたおそれがあること。
- (4) 通路は狭く複雑で、行き止まりの構造であり、かつ、個室入口の扉は外開きで、避難の際に通路側に開放されたままの状態となり、避難に支障を生じやすい状況であったこと。
- (5) 防火管理上の教育・訓練が十分実施されておらず、従業者による初期消火、避難誘導等の応急活動が適切に行われなかつたこと。

### 3 本火災を踏まえた対策

消防庁では、本火災を踏まえ、有識者等から構成される「予防行政のあり方に関する検討会」を開催し、個室ビデオ店等における防火安全対策を検討し、以下のとおり、対応の考え方、提言がまとめられた。

#### (1) 課題

- ア 火災の早期覚知・伝達（自動火災報知設備の機能を一部強化）
- イ 通路の避難障害（煙の中での避難方向の提示、扉の開放による避難障害の除去）
- ウ 防火管理体制（消防訓練の実施、夜間の応急体制等）
- エ 消防機関における立入検査、違反是正等（防火上の不備を是正）

#### (2) 対応の考え方

- ア 火災の早期覚知・伝達手段の確保

- (ア) 自動火災報知設備の早期設置の促進

- (イ) 個室ビデオ店等に対応した自動火災報知設備の機能等の確保

- a 感知器の種別について、個室内においても煙感知器を設置
    - b 個室でのヘッドホン使用に伴い、火災警報の聞き取りに支障を生じないよう措置（ヘッドホンの音響停止、警報用ベルの増設等）
    - c 火災の警戒体制の確保（従業員の巡回、防犯カメラによる監視等）

⇒ 以上省令等の改正により対応（平成 21 年総務省令第 93 号）

- イ 通路での煙等による避難障害への対策の確保

- (ア) 誘導灯又は蓄光式誘導標識を床又はその近辺に設置。合わせて、利用客にあらかじめ避難方法を周知（個室への避難経路図の掲出等）

⇒ 省令等の改正により対応（平成 21 年総務省令第 93 号）

- (イ) 個室の扉が自動的に閉鎖するよう措置（自動閉鎖装置の設置等）

⇒ 市町村の火災予防条例改正により対応（当組合の場合は、平成 22 年条例第 5 号）

- ウ 防火管理体制の確保に関する支援促進

消防庁において、平成 20 年度第 2 次補正予算等により、次の支援事業を実施

- (ア) 消防訓練マニュアルを作成し、全国の消防機関へ配布

- (イ) 消防機関において訓練指導等を行うための人員を支援

⇒ 以上、各消防機関による消防訓練の支援促進の実施により対応

- エ 消防機関における立入検査、違反是正等の充実強化

- (ア) 個室ビデオ店等において、立入検査・違反是正を重点的に実施

- (イ) 建築部局など関係行政機関との連携を推進

- (ウ) 消防機関において、立入検査等に必要な体制を積極的に確保

⇒ 以上、消防庁において立入検査マニュアル及び違反是正マニュアルを改正、各消防機関による立入検査及び違反是正の実施により対応

(百貨店等の避難通路等) 第44条

第44条 百貨店等の階のうち当該階における売場又は展示場の床面積が150平方メートル以上の階の売場又は展示場には、屋外へ通ずる避難口又は階段に直通する幅1.2メートル(売場又は展示場の床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものにあっては1.6メートル、1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満のものにあっては1.8メートル、3,000平方メートル以上のものにあっては2メートル)以上の主要避難通路を1以上保有しなければならない。
2 百貨店等の階のうち当該階における売場又は展示場の床面積が600平方メートル以上の売場又は展示場には、前項の主要避難通路のほか、有効幅員1.2メートル以上の補助避難通路を保有しなければならない。
3 百貨店等に避難の用に供することができる屋上広場を設けた場合は、当該広場を避難上有効に維持しなければならない。

【趣旨】

本条は、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場などの階で、その売場又は展示部分における避難通路の保有について定めたものであり、さらに百貨店等における屋上広場を一時避難場所として有効に確保することについて定めたものである。

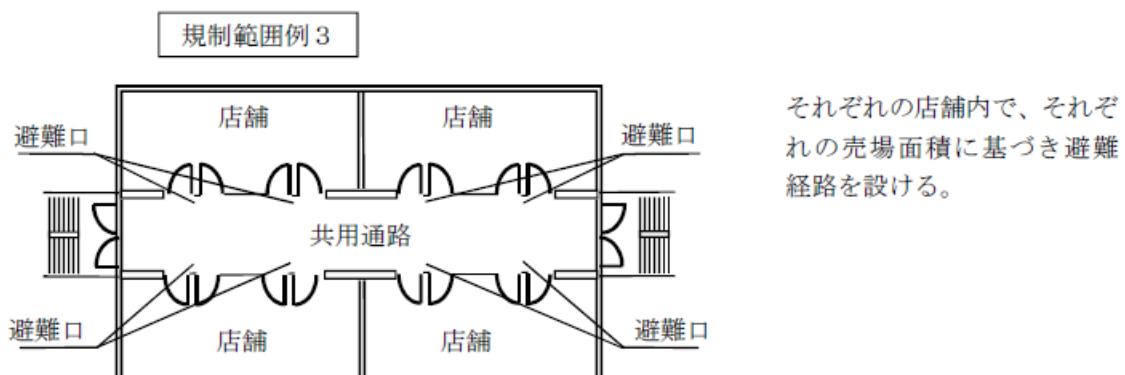
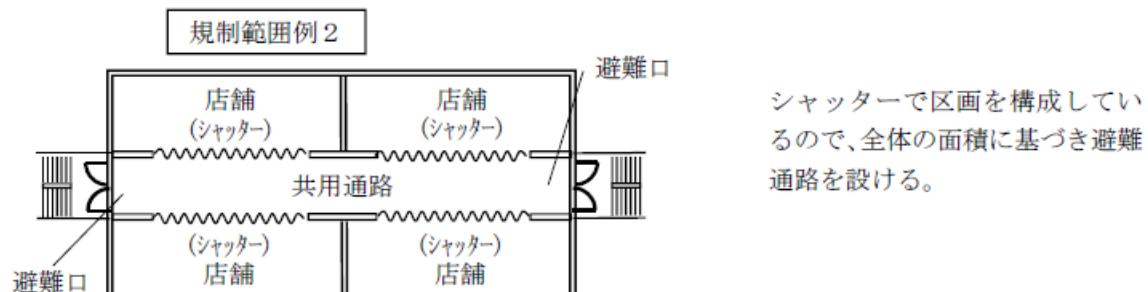
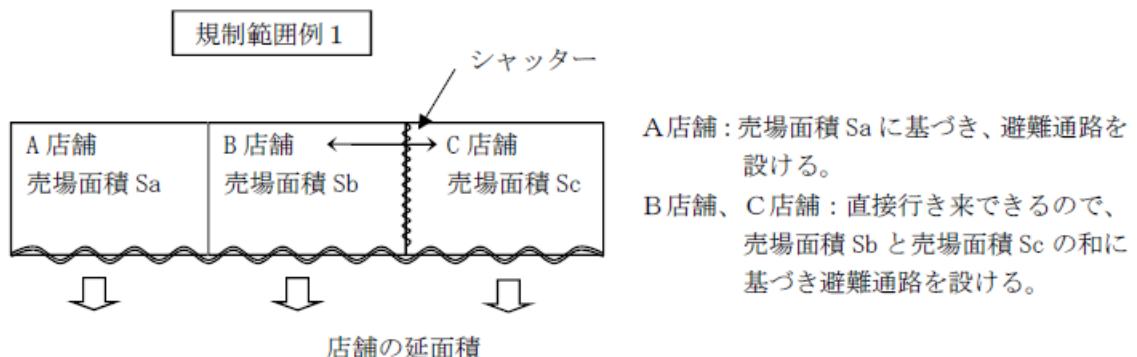
【解説】

- 「売場又は展示部分」とは、販売のための商品を陳列してある部分並びに製品見本その他の物品を観覧の用に供するため陳列している場所であって、事務室、荷さばき室、商品倉庫並びに従業員休憩所及び従業員食堂等来客の集合しない部分は、本条の適用はない。
- 売場等は、下表に掲げる部分名称欄ごとの適用部分欄をいう。

部分名称	適用部分	除外部分
①物品販売の用に供する部分	<ul style="list-style-type: none"><li>販売のための商品を陳列してある部分</li><li>製品見本、商品見本、その他の物品を観覧の用に供するために陳列してある部分</li><li>顧客が商品購入、商品選定等のために供する部分</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>事務所部分</li><li>商品等の納入、出荷部分</li><li>食堂等、従業員休憩所</li><li>その他上記に類する部分</li></ul>
②物品販売部分間の通路	<ul style="list-style-type: none"><li>物品販売部分の間に設けられた顧客の通路</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>販売部分以外の場所を通過する通路</li><li>建物と建物の間の上空通路、地下道等</li></ul>
③ショールーム等	<ul style="list-style-type: none"><li>商品の展示又は実演の用に供する施設</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>兼営事業部分(理容室、美容室、医療施設、飲食の用に供する軽食コーナー等)</li></ul>
④サービス施設	<ul style="list-style-type: none"><li>手荷物一時預り所</li><li>購入物品発送承り所</li><li>店舗案内所</li><li>その他顧客に対するサービス施設</li></ul>	
⑤物品加工修理場	<ul style="list-style-type: none"><li>①～④の部分に設けられた物品加工修理場(カメラ、時計、眼鏡、靴、その他の物品加工修理場、及び食料品等を販売するための直接必要な加工を行う場所を含む。)</li></ul>	
⑥その他の部分	<ul style="list-style-type: none"><li>展覧会等の催物のために供される場所</li></ul>	

3 規制の範囲は、階ごとの売場等の床面積の合計による。ただし、隣接店舗間で直接往来できる出入口がなく、かつ、直接屋外に面し、独立して区画した店舗、屋内の共用通路に面し、独立して区画（シャッター区画等による営業時間中開放状態のものを除く。）した店舗は、一の構えごとの床面積による。

規制対象	規制範囲
百貨店等の店舗 (地下街、準地下街の店舗を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・階ごとの売場等の床面積</li> <li>・次の①又は②の場合は、一の構えごとの売場等の床面積           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 直接屋外に面して独立して区画された店舗</li> <li>② 屋内の共用通路に面し、独立して区画（シャッター等の区画で営業中開放状態のものを除く。）された店舗（隣接店舗間に出入口がないもの。）</li> </ul> </li> </ul>
地下街、準地下街の店舗等	物品販売業を営む店舗の一の構えごとの売場等の床面積
展示場	上記の例による



4 売場等における設置対象床面積及び通路の幅員は、下表のとおりである。

売場等の床面積（階ごと）	主要避難通路の幅員	補助避難通路の幅員
150 m <sup>2</sup> 以上 300 m <sup>2</sup> 未満	1.2m以上	規定なし
300 m <sup>2</sup> 以上 600 m <sup>2</sup> 未満	1.6m以上	規定なし
600 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満	1.6m以上	1.2m以上
1,000 m <sup>2</sup> 以上 3,000 m <sup>2</sup> 未満	1.8m以上	1.2m以上
3,000 m <sup>2</sup> 以上	2.0m以上	1.2m以上

5 主要避難通路、補助避難通路の基準は、以下のとおりである。

主要 避難 通路	(1) 売場等の各部分から歩行距離がおおむね10メートル以下(売場等3,000平方メートル以上の場合は15メートル) (2) 二方向避難を考慮 (3) 配置は、「棒状」「ループ状」とすることを原則とし、努めて簡明となるよう規模、形態、レイアウト及び避難口の位置等により判断 (4) 他の部分と色、材質、テープ等により明確に区分
補助 避難 通路	(1) 主要避難通路のみでは容易に避難できないと認める部分又は一の避難口に複数の出入口がある場合に設置(主要避難通路、避難口に有効に通じること。) (2) 主要避難通路がシャッター等により分断される場合は、直近のくぐり戸に直通するように設置

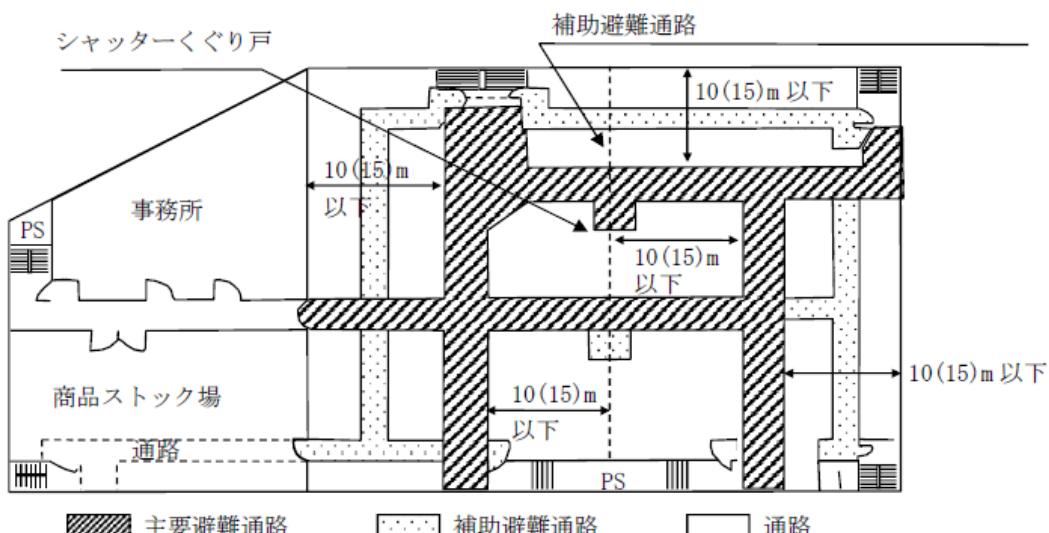
※ 売場又は展示部分以外の部分に避難口がある場合は、本表に準じること。

※ 「避難口」とは、次に掲げる出入口をいう。

- ① 屋内から直接地上に通じる出入口又はその付室の出入口
- ② 直通階段、直通階段の階段室又はその付室の出入口
- ③ 隣接建物への連絡通路の出入口
- ④ 地下街、準地下街の店舗、又は展示場の一の構えにおける共用通路へ通じる出入口
- ⑤ 屋内の共用通路に面し、独立して区画（シャッター等の区画で営業中開放状態のものを除く。）された店舗又は展示場（隣接店舗等間に出入口がないもの。）の一の構えにおける共用通路への出入口

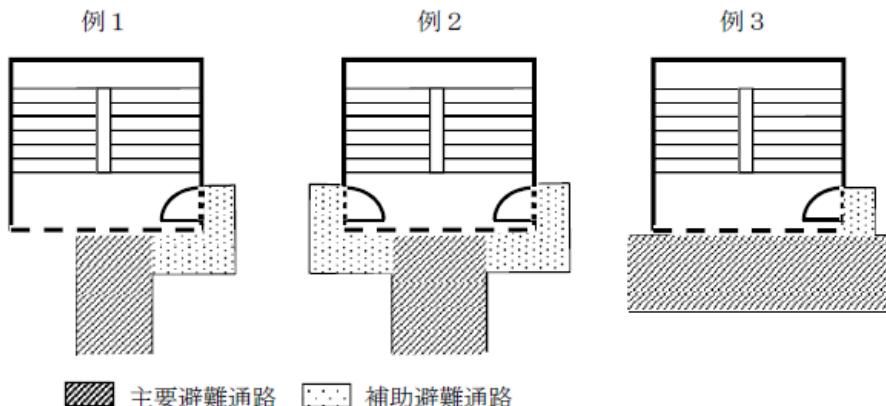
6 避難通路の設置例は、下図のとおりである。

#### ●階全体の設置例

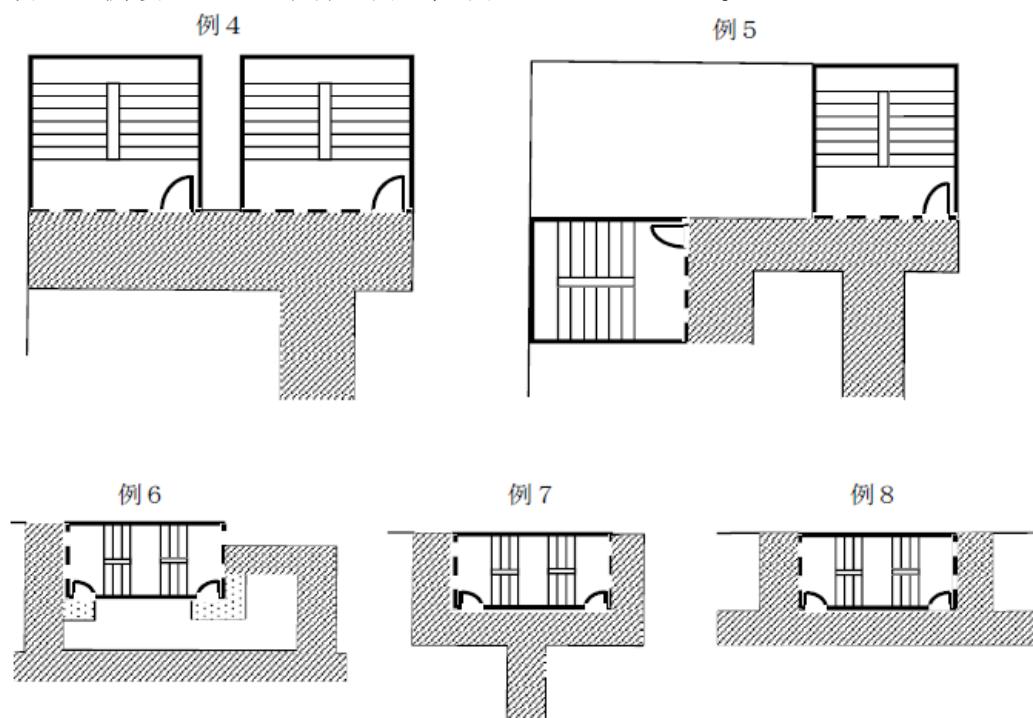


一つの避難口に出入口が複数ある場合、主要避難通路は一次的にシャッター等幅員の大きい出入口に通じさせ、袖とびら等幅員の小さい出入口には二次的に補助避難通路を保有する。

●避難通路の設置例



避難口が隣接している場合は、下図のとおりである。



7 第3項に規定する屋上広場の避難上有効な維持の方法については、規則第12条により、以下のとおり定められている。

- (1) 屋上広場は、当該防火対象物に設備された特別避難階段、避難階段（建基令第123条に規定する特別避難階段及び避難階段をいう。）、避難用タラップ及び避難橋等に避難上有効に通ずること。
- (2) 5階以上の階を百貨店（マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場を含む。）の用途に供する防火対象物にあっては、次によること。
  - ア 屋上広場には、避難の障害となる工作物を設けないこと、又は物品を置かないこと。
  - イ 屋上広場の面積は、当該防火対象物の建築面積の2分の1以上とすること。

(劇場等の定員) 第 45 条

第 45 条 劇場等の関係者は、次の各号の定めるところにより、収容人員の適正化に努めなければならない。

(1) 客席の部分ごとに、次のアからウまでによって算定した数の合計数（以下「定員」という。）をこえて客を入場させないこと。

ア 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあっては、当該いす席の正面幅を 40 センチメートルで除して得た数（1 未満のはした数は、切捨てるものとする。）とする。

イ 立見席を設ける部分については、当該部分の床面積を 0.2 平方メートルで除して得た数

ウ その他の部分については、当該部分の床面積を 0.5 平方メートルで除して得た数

(2) 客席内の避難通路に客を収容しないこと。

(3) 1 のます席には、屋内の客席にあっては 7 人以上、屋外の客席にあっては 10 人以上の客を収容しないこと。

(4) 出入口その他公衆の見やすい場所には、当該劇場等の定員を記載した表示板を設けるとともに、入場した客の数が定員に達したときは、直ちに満員札を掲げること。

【趣旨】

本条は、定員管理に関する規定であって、劇場等について、その実態に応じた定員算定方法を定め、関係者が守らなければならない定員外の客の入場禁止並びに定員表示板及び満員札の掲示、避難通路への客の収容の禁止及び個々のます席の最大収容人員について定めたものである。

【解説】

1 第 1 号ウの「その他の部分」とは、移動式のいす席を設ける部分、ます席を設ける部分、その他固定式のいす席を設ける部分及び立見席を設ける部分以外の客席の部分をいう。

2 客席内の通路は、全て第 2 号の避難通路に該当し、第 42 条、第 42 条の 2 、第 43 条から第 44 条までに定める避難通路の基準を上回る部分についても客を収容することはできない。したがって、この部分を立見席、待見席、補助いす席等に使用することはできない。

3 第 4 号の「定員表示板」は、規則第 18 条により、文字を黒色、地を白色とし、その大きさは幅 30 センチメートル以上、長さ 25 センチメートル以上となっている。また、「満員札」は、同様に、文字を白色、地を赤色とし、その大きさは幅 50 センチメートル以上、長さ 25 センチメートル以上となっている。

4 第 4 号の「その他公衆の見やすい場所」とは、例えば、入場券発売窓口、外壁等をいう。また、規模の大きい競技場、野球場等は、出入口も多く、客席別入場券発売窓口も多い場合があるため、その形態、規模に応じて掲出しなければならない。

(避難施設の管理) 第 46 条

第 46 条 令別表第 1 に掲げる防火対象物の避難口、廊下、階段、避難通路その他の避難のために使用する施設は、次に定めるところにより、避難上有効に管理しなければならない。

(1) 避難のために使用する施設の床面は避難に際し、つまづき、すべり等を生じないように常に維持すること。

(2) 避難口に設ける戸は、外開きとし、解放した場合において廊下、階段等の有効幅員を狭めないような構造とすること。ただし、劇場等以外の令別表第 1 に掲げる防火対象物について避難上支障がないと認められる場合においては、内開き以外の戸とすることができる。

(3) 前号の戸には、施錠装置を設けてはならない。ただし、非常時に自動的に解錠できる機能を有するもの又は屋内からかぎ等を用いることなく容易に解錠できる構造であるものにあっては、この限りではない。

(4) 避難口及び屋外の避難通路は、凍結又は積雪により避難の支障とならないように維持すること。

【趣旨】

本条は、政令別表第 1 に掲げる防火対象物の避難のために使用する施設の管理に関し、避難のために使用する施設の床面の適正な維持、避難口に設ける戸について定めたものである。

【解説】

- 1 第 1 号の「つまづき、すべり等を生じないように」とは、避難のために使用される廊下、階段、通路の床面について避難に支障となる凹凸などがなく、かつ、階段、通路を滑りにくくするため、例えば、ノンスリップタイルなどの滑り止めを設けることをいう。また、破損等が生じた場合には速やかに修理することが必要である。
- 2 第 2 号の政令別表第 1 に掲げる防火対象物の避難口に設ける戸については、火災が発生した際、迅速かつ円滑に避難することができるようとするため、外開きを原則としている。この場合、劇場等については、ただし書の適用がないため、必ず外開き戸にしなければならない。

「廊下、階段等の有効幅員を狭めないような構造」とは、戸が 180 度に開放でき、壁と平行となる構造をいう。「内開き以外の戸」とは、外開き戸のほかには、引違い戸、片引き戸、押上げ戸等が考えられる。

- 3 第 3 号の「非常時に自動的に解錠できる機能を有するもの」とは、自動火災報知設備等と連動して、避難時には自動的に解錠される構造のものをいう。

「屋内からかぎ等を用いることなく容易に解錠できる構造であるもの」とは、避難の際にかぎ、ID カード(利用者識別カード)、暗証番号等を用いずに解錠できるものをいう。

「避難のために使用する施設に設ける戸」とは、次の(1)から(9)に掲げる出入口に設ける戸とする。

- (1) 避難階の屋外に通じる出入口
- (2) 避難階以外の階で避難階又は直接地上に通じる直通階段の出入口
- (3) 隣接建物への連絡通路の出入口
- (4) 地下街の店舗の一の構えにおける地下道(公共通路)に通じる出入口
- (5) 連続式店舗(店舗及び飲食店等が連続しているもの)に類するものの各店舗の一の構えにおける屋内通路に通じる出入口
- (6) 避難器具の設置場所に通じる出入口
- (7) 避難のために使用するバルコニー等に通じる出入口
- (8) 百貨店等の屋上広場に通じる出入口
- (9) 避難場所として使用できる屋上の出入口(建基令第 126 条参照)

4 第4号は、当組合が積雪寒冷地であるという気候の特色を踏まえ、避難口並びに屋外の階段及び避難通路は、凍結又は積雪により避難の支障とならないように維持する旨定めたものである。

5 避難施設の管理に関しては、建築的な視点から、北海道建築基準法施行条例に基づく規制も考慮する必要がある。

(防火設備の管理) 第 47 条

第 47 条 令別表第 1 に掲げる防火対象物の防火設備は、防火区画の防火設備に近接して延焼の媒介となる可燃物が存置されないよう防火上有効に管理しなければならない。

【趣旨】

本条は、政令別表第 1 に掲げる防火対象物に設置する防火設備に対する管理上の基準を定めたものである。

【解説】

- 1 「防火設備」とは、火災発生時に火炎を遮る設備であり、建基令第 109 条に規定するとおり、防火戸、ドレンチャー、その他火炎を遮る設備（防火シャッター等）をいう。
- 2 防火区画に設ける防火設備の近くには、火災の延焼を促進するような可燃性の物品を置いてはならない。
- 3 「近接して」の範囲については、一般に使用されている鋼製の防火設備は、輻射（ふくしや）熱により付近にある可燃物を燃焼させるため、可燃物からの距離は可能な限り大きくすることが望ましいが、最低 15 センチメートルは確保する。
- 4 防火設備のうち、防火戸について、一般的には常に閉鎖されているもののほかに、煙感知器と連動して閉鎖されるものがある。火災発生時、防火戸が閉鎖されていると、火災はそれ以上ほかの場所に延焼する危険性は著しく低くなるほか、火災により発生した煙についても阻止することができるため、人命や財産などの火災被害軽減に大きな効果を發揮する。しかし、常時閉鎖式の防火戸が施設利用者によってロープなどにより固定され、開放状態となっていた、防火シャッターの降りる位置に荷物が置かれており、火災発生時にシャッターが完全に地面に接地せず、閉鎖ができないために、火や熱、煙がほかに流入してしまった、防火戸付近に物が積み上げられていたため、避難経路として使用できなかつたという事例が散見されている。一方、平成 10 年には埼玉県の小学校で自動の防火シャッターが突然作動し、児童が当該シャッターをくぐり抜けようとしてランドセルが引っ掛かり、うつ伏せの状態で首を挟まれ、死亡する事故が発生している。このことから、防火戸の維持管理が人命と財産の被害を軽減できるかどうかの重要な役割を担っていること、誤作動により大きな事故が発生する可能性があるということを十分に認識しておく必要がある。

(準用) 第 48 条

第 48 条 第 42 条から第 42 条の 3 まで、第 43 条の 2 から前条までの規定は、体育館、講堂その他の防火対象物を一時的に劇場等、展示場又はディスコ等の用途に供する場合について準用する。

**【趣旨】**

本条は、体育館、講堂その他本来は他の用途に使用される防火対象物について、一時的に劇場等、展示場、ディスコ等の用途に使用する場合においても、劇場等、展示場、個室型店舗等の避難管理に関する規定が準用されることを定めたものである。

**【解説】**

- 1 「一時的に」とは、本来の用途に使用することを一旦停止して、限られた期間だけ他の用途に使用し、その後は再び本来の用途に使用することが明らかな場合をいう。
- 2 本条は、いわゆる仮設建築物たる劇場等、展示場等について規定したものではない。本条の防火対象物は、ほかに本来の用途を有しているものであるのに対し、仮設建築物たる劇場等、展示場等は、ほかに用途を有しないから、劇場等、展示場等自体にほかならず、第 42 条、第 42 条の 2 等においてすでに措置済みとなっているからである。
- 3 本条による第 42 条第 1 号、第 42 条の 2 第 1 号の規定の準用の結果、一時的に劇場等、展示場等の用途に供される防火対象物についても、いす席の場合は、原則として床に固定しなければならないことになる。しかし、この種の防火対象物は、使用形態が多様なものであるから、第 42 条の 3 に規定する基準の特例を適用する余地が大きいものとなる。

(避難経路図の掲出) 第49条

第49条 百貨店、旅館、ホテル、宿泊所及び病院には、売場、客室、廊下、待合室等の見やすい箇所に避難経路を明示した避難経路図を掲出しなければならない。

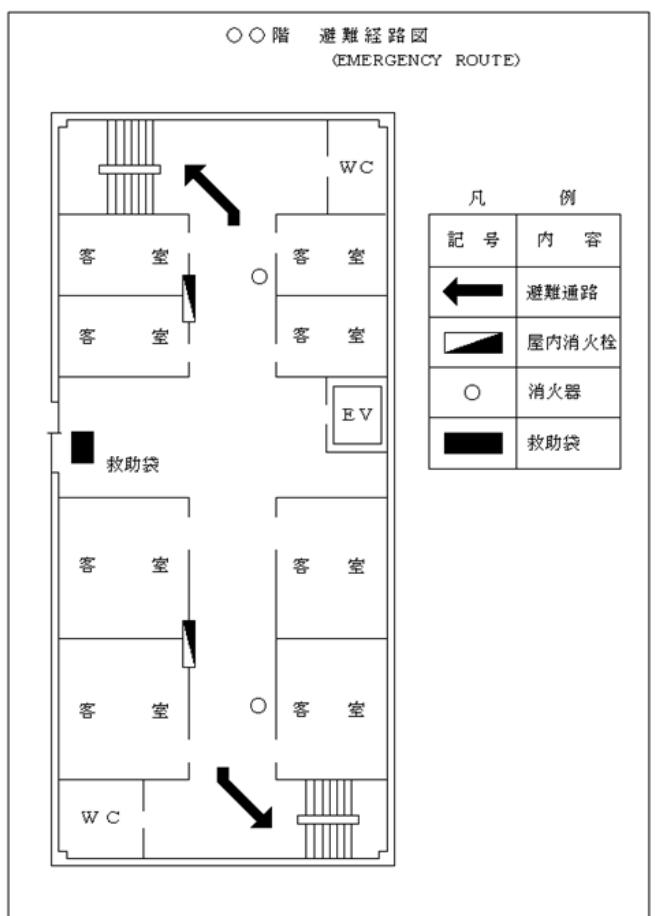
【趣旨】

本条は、人命の安全を図るため、旅館、ホテル等の宿泊室に避難経路図の掲出を定めたものである。

本条の規定は、昭和61年の条例改正により新たに設けられたものである。避難経路図の設置対象物を①旅館、ホテル、宿泊所の客室、病院の病室のように就寝施設があるもの、②避難経路が複雑になると想定される百貨店に限定したものである。

【解説】

- 1 避難経路図の掲出が義務付けられるのは、百貨店、旅館、ホテル、宿泊所及び病院である。
- 2 避難経路図は、防火対象物の階ごとに掲出するものとし、記載事項は、次のとおりとする（規則第12条関係）。
  - (1) 避難施設の設置位置
  - (2) 避難経路（2方向以上）
  - (3) 入場者又は利用者等に対する火災の伝達方法
  - (4) 消火器及び屋内消火栓設備の設置位置
  - (5) その他避難に必要な事項
- 3 避難経路図のイメージは、下図のとおりである（規則別表関係）。



備考

- 1 この図は例示である。
- 2 掲出する位置を図示すること。

## 第6章の2 屋外催しに係る防火管理

### (指定催しの指定) 第49条の2

- 第49条の2 消防長（消防署長）は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、対象火気器具等（令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。）の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定しなければならない。
- 2 消防長（消防署長）は、前項の規定により指定催しを指定しようとするときは、あらかじめ、当該催しを主催する者の意見を聴かなければならない。ただし、当該催しを主催する者から指定の求めがあったときは、この限りでない。
- 3 消防長（消防署長）は、第1項の規定により指定催しを指定したときは、遅滞なくその旨を当該指定催しを主催する者に通知するとともに、公示しなければならない。

#### 【趣旨】

本条は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、対象火気器具等の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、消防署長が「指定催し」として指定することについて定めたものである。

平成25年8月15日に京都府福知山市で行われた花火大会では、死者3名、負傷者56名という甚大な被害を伴う火災が発生した。この火災は、花火大会に出店していた露店の関係者が、発電機にガソリンを補給しようとしたところ、ガソリン携行缶からガソリンが噴出して周囲の観客に降りかかるとともに、露店の方向にも噴出し、露店で使用していたガスこんろの火が噴出したガソリンに引火して爆発したもので、露店で使用していたガスこんろが出火原因の一つであると考えられている。また、この火災においては、①観客席、露店、発電機及びガソリン携行缶の配置場所が近接しており、火災予防上の観点から配置場所が適切ではなく、また、それを確認する体制となっていたいなかったこと、②主催者等から個々の露店に対して火災予防上の指導をどのように行うのかが明確ではなく、火気器具の管理については個々の露店主に委ねられていたことなどが、人的被害が拡大した要因であると考えられている。

消防庁では、この火災を踏まえ、国の火災予防行政に係る諸課題について総合的な検討を行う「予防行政のあり方に関する検討会」の部会として、平成25年9月19日から2回にわたり「屋外イベント会場等火災対策検討部会」を設置して検討を行った。当該検討部会では、屋外イベント会場等の火災予防上の課題を洗い出し、ソフト面、ハード面から必要な火災対策をまとめた。また、今後の火災対策の進め方として、①法令に基づく規制体系の整備、②当面の対応からそれぞれ提言として整理し、「屋外イベント会場等火災対策報告書」として平成25年10月に公表し、平成25年12月27日には、「消防法施行令の一部を改正する政令」（平成25年政令第368号）を公布したところである。

当組合では、これらを踏まえ、平成26年に本章を新たに設けたものである。

#### 【解説】

##### 1 指定催しの指定（第1項関係）

- （1）本条の対象とするところは、「祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催し」のうち「屋外」で開催される催しとなる。よって、「屋内」で開催される場合については、本条の対象外となるため、仮に規模の大きな催しが開催されたとしても、それが屋内で行われる限りは「指定催し」の対象外となる。これは、屋内については、防火対象物としての防火管理の規定があること等から、あえて対象としなくとも適切な防火管理を行うことが期待できるからである。

- (2) 多数の者が集まり、対象火気器具等を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（以下、本章【解説】において「露店等」という。）が多数出店する、屋外での大規模な催しの会場等においては、対象火気器具等の周辺に人が密集することも多く、一たび火災が発生すると、延焼のおそれや人的被害が拡大するおそれがあり、火災危険性が高いものとなる。このことから、本条及び次条において、①指定催しの指定に関すること、②指定催しに指定された場合の義務に関することについて規定し、屋外における大規模な催しに関する防火管理体制をより適切なものとしている。
- (3) 「対象火気器具等」については、第18条（液体燃料を使用する器具）【解説】を参照すること。
- (4) 本条では、(2)のうち、①指定催しの指定に関することについて規定している。本項では、消防長（消防署長）が「祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、対象火気器具等の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、「指定催し」として指定することができる旨の権限が付与されている。
- (5) 「消防長が別に定める要件」について、当組合では「石狩北部地区消防事務組合火災予防条例第49条の2第1項の規定に基づき消防長が指定する要件」（平成26年消防長告示第7号）において、組合内で開催される催しで以下に掲げるものとしている。
- ア 大規模な催しが開催可能な場所を会場として開催する催しで、一日当たりの人出予想が、10万人以上である屋外催し
- イ 催しを開催する者が出店を認める露店、屋台その他これらに類するもの（対象火気器具等を使用する露店、屋台その他これらに類するもの及び危険物を取り扱う露店等を含む。）の計画数が100店舗を超える屋外催し

## 2 指定催し主催者に対する意見陳述（第2項関係）

消防長（消防署長）は、第1項の規定により指定催しを指定しようとするときは、あらかじめ、当該催しを主催する者の意見を聴かなければならぬこととなっている。これは、指定催しの指定行為は、行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第4号に規定する不利益処分に該当するからである。しかし、同法では、第3条第3項の規定により同法第2章から第6章までの規定の適用はないものであることから、一旦は不利益処分をしようとする場合の手続きである聴聞、あるいは弁明の機会の付与が必要ないようにも捉えられがちであるが、当組合の条例では、指定催しの指定行為が石狩北部地区消防事務組合行政手続条例（平成27年石狩北部地区消防事務組合条例第1号）第2条第5号に規定する不利益処分として該当することから、同条例第13条第1項第1号ウの規定により、指定に先立ち、催しを主催する者の意見を聴く機会を設けることとなっている。なお、当該催しを主催する者から、指定催しの指定の求めがあった場合は、同条例第2条第5号ウに該当することから、意見を聴く機会を設けなくてもよい。

## 3 指定催しの公示（第3項関係）

- (1) 消防長（消防署長）がある催しを指定催しに指定した場合には、当該催しが指定催しであることを当該催しの主催者に対して通知することとしている。また、当該催しが指定催しであることを当該催しの関係者等をはじめ、広く世間一般に知らせる必要があることから、公示を行うこととなっている。
- (2) 現在、当組合において「指定催し」として指定されているものはない。
- (3) 指定催しを指定した場合における公示の方法は、規則第3条に定める方法となっており、①石狩北部地区消防事務組合公告式条例（昭和45年石狩北部地区消防事務組合条例

第15号)に定める市役所、役場及び支所の掲示場、②消防署の掲示場への掲示、③組合のホームページへの掲載となっている。

(4) 第49条の2第3項により消防長(消防署長)が指定催しを指定した場合は、遅滞なく、その旨を当該指定催しを主催する者に通知することとなっている。これについては、「指定催しの指定通知書」(規則様式第9号の2)により通知する。

(屋外催しに係る防火管理) 第49条の3

第49条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1) 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。

(2) 対象火気器具等の使用及び危険物の取り扱いの把握に関すること。

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第52条において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

(4) 対象火気器具等に対する消火準備に関すること。

(5) 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関すること。

2 前条第1項の指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に前条第1項の指定を受けた場合にあっては、消防長（消防署長）が定める日までに）、前項の規定による計画を消防長（消防署長）に提出しなければならない。

**【趣旨】**

本条は、前条第1項の指定催しを主催する者に対し、火災予防上必要な業務に関する計画（以下、本条【趣旨】及び【解説】において「火災予防業務計画」という。）を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならないことについて定めたものである。

ある催しが指定催しに指定された場合、当該指定催しの主催者には、次の3点が義務付けられることとなる。

- 指定催しにおける防火担当者を定めること。
- 原則として、当該指定催しを開催する日の14日前までに、防火担当者に対して火災予防業務計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせること。
- 原則として、当該指定催しを開催する日の14日前までに、火災予防業務計画を所轄消防署長に提出すること。

本条の制定背景については、第49条の2【趣旨】のとおり、福知山市の花火大会で発生した死傷者事故であることを勘案すると、指定催しに指定された場合は、上記3点を含む火災予防上の措置について十分に留意しなければならない。

**【解説】**

1 火災予防業務計画の作成等（第1項関係）

- (1) 指定催しの主催者が防火担当者に作成させる火災予防業務計画に記載する事項は、次のとおりである。（防火担当者は）火災予防業務計画を作成する際には、「催し等における対象火気器具等の取り扱い及び防火管理に係る運用基準」（以下、本条【解説】において「運用基準」という。）を参照すること。

- ア 計画作成の目的
- イ 計画の適用範囲（主催者、運営に關係する全ての者など。）
- ウ 主催者、防火担当者及び露店等の関係者の責務
- エ 火災予防の措置（火氣等の使用制限等、火氣等の使用時の順守事項、避難経路図、火災等発生時の連絡体制など。）
- オ 放火防止対策
- カ 火災発生時における自衛消防体制

- キ 自衛消防の活動等  
ク 震災対策（震災予防措置、震災時の活動など。）  
ケ 対象火気器具等を使用する露店等に関する情報（露店等の開設届出書に記載すべき内容）
- (2) 「指定催し」の主催者は、当該指定催しにおける防火安全対策を防火担当者に指示することにより実施させるが、防火管理全般について一義的な責任を負うのは、防火担当者ではなく「指定催しの主催者」であることに十分留意しなければならない。
- (3) 指定催しを開催する場合には、主催者に対し、火災予防のために①防火担当者を選任する場合の留意点に関すること、②火災予防業務計画に関すること、③火災予防業務計画を作成した際の関係者に対する周知に関すること、④露店等の火災予防に係る対策に関すること、⑤対象火気器具等の使用・露店等の開設に係る防火自己点検票（以下、本条【解説】において「自己点検チェックシート」という。自己点検チェックシートの様式の内容については、第52条【解説】を参照すること。）の提示に関することについて、指導を行うものとする。
- (4) 本条では、「指定催し」を対象として、火災予防の措置に関すること、火災予防のための指導に関すること等を規定しているが、指定催しに該当しない催しにおいて対象火気器具等を使用する場合においても、指定催しに係る火災予防措置及び火災予防指導と同様のことを実施する必要がある。対象火気器具等を使用する露店等の関係者及び催しの主催者が催しの開催に当たり実施することは、以下のとおり運用基準において示されている。

【対象火気器具等を使用する露店等の関係者が実施しなければならないこと】

- 1 必ず消火器を準備すること。
- 2 消火器の使用方法について、露店等の関係者全員が事前に確認しておくこと。
- 3 露店等の開設届出を所轄消防署に提出すること。
- 4 自己点検チェックシートにより、周囲の防火安全対策が適切に行われているか点検すること。
- 5 自己点検後、自己点検チェックシートに点検者の氏名を記載し、来場者から見やすい位置に自己点検チェックシートを掲示すること。

【催しの主催者が実施しなければならないこと】

露店等の関係者及び対象火気器具等を使用する者と調整した上で、

- 1 対象火気器具等を使用する個々の露店等に対し、消火器の設置を促すこと。
- 2 対象火気器具等を使用する個々の露店等に対し、自己点検チェックシートによる自己点検の実施を促すこと。
- 3 露店等の開設届出を取りまとめ、所轄消防署に提出すること。
- 4 自己点検後、自己点検チェックシートに点検者の氏名を記載し、来場者から見やすい位置に自己点検チェックシートを掲示するよう、対象火気器具等を使用する個々の露店等に促すこと。

- (5) 本項に規定する「露店等」は、次のとおりである。
- ア 露店及び屋台  
イ 自動車、原動機付自転車及び軽車両（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第1項に規定する自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。）を使用して行うもの  
ウ その他これらに類する露店及び屋台
- 2 火災予防業務計画の届出（第2項関係）
- (1) 指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する日の14日前まで（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合は、消防署長が定める日まで）に、

規則様式第9号の3「火災予防上必要な業務に関する計画提出書」(以下、本条【解説】において「提出書」という。)を提出する。

- (2) 提出書を受けた消防署では、提出された火災予防業務計画の内容について調査する。その際、本条第1項に規定する事項が記載されていない等の不適正な事項があったときは、届出者に確認し、経過欄に確認事項又は指導事項を記載する。
- (3) 提出書を受けた消防署では、当該提出のあった指定催しの開催前又は開催期間中に当該催しの会場確認を行い、必要に応じて防火指導を行う。
- (4) 屋外催しに係る防火管理については、本条【解説】のほかに、第18条（液体燃料を使用する器具）及び第52条（火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）の解説を参照すること。

### 3 罰則（第56条関係）

指定催しの開催に係る火災予防業務計画を所轄消防署長に提出しなかった場合は、当該催しの主催者に対し、30万円以下の罰金を科することとなる。